

平成 24 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）議事録

1 日 時 平成 24 年 10 月 23 日（火）18：30～20：40

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階第一委員会室

3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，大坂委員，石川委員，市川委員，岩館委員，
桔梗委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，
中村(祥)委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員，渡辺委員
※欠席：久保野委員，中村(晴)委員，

[事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石川障害者支援課長，原田精神保健福祉総合センター主幹，佐久間南部発達相談支援センター所長，小林子育て支援課長，小原青葉区障害高齢課長，伊藤宮城総合支所保健福祉課長，伊藤宮城野区障害高齢課長，大嶋若林区障害高齢課長，武山太白区障害高齢課長，岩淵主幹兼企画係長，斎藤社会参加推進係長，福井障害福祉サービス係長，山縣主幹兼生活支援係長，大関施設支援係長，山田地域支援係長，市川主査，大内

ほか傍聴者 15 名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より中村(祥)委員の指名があり，承諾を得た。

(1) 報告事項

①指定障害福祉サービスの事業等に係る基準を定める条例の整備に関するパブリック・コメントの実施結果について

会 長 ではまず，(1) 報告事項①指定障害福祉サービスの事業等に係る基準を定める条例の整備に関するパブリック・コメントの実施状況について，事務局より説明を願います。

事 務 局 (資料 1 に基づいて説明。

(熊谷課長) 今後，これまでいただいた議論及びパブリック・コメントを踏まえ，今回パブリック・コメントを行っている他の福祉施設を含めたバランスを見ながら庁内で検討し，条例に反映させるかどうかも含めて最終的な結論を出したうえ条例を提案したい旨説明。)

会 長 ただいまの事務局からの報告を受けて，各委員の皆様からの情報提供やご意見などございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

中村祥子委員，お願いします。

中村（祥）
委 員

1 ページ「人員、設備及び運営に関する基準」3 番は就労移行支援事業について、2 年間の有期限のため定員に満たない施設が出て経営ができないことに伴う就労実績に対する報酬単価の加算ということで、2 点問題があるかと思えます。

就労移行支援事業には2年間の期限がありまして、学校を卒業した方たちが就労移行支援事業を経由して就労継続B型・A型事業所に行くことを選択肢として設定できることになっています。それが今は、就労移行支援事業を実習先を選んで、そこで一般就労は難しいといったコメントを得ることによって、移行事業を利用せずに直接A型、B型に行くことが可能となるシステムになっていて、制度設計からちよっと変容していると思えます。ですから、それを施策の中に盛り込んでいただくことはできるかと。今は安定的なB型、A型に行く人たちが多いため、一般就労をできる力を引き出すことができるかもしれない就労移行支援の2年間を経由せずに選択ができるようなシステムになっていて、それが就労移行支援事業所を通過してしまう一因となっているため、移行支援事業所は経営が成り立たないと、2点の問題があるかと思えます。ただ単に加算を要求しているのではないと思えますので、制度上の施行の仕方は法令上の工夫ができるかと思えます。

事 務 局
(熊谷課長)

今ご意見いただいたうち、2年間の期間の部分は基準、条例化の範囲に入っておりませんので、これを定める規則との調整をしなければならないと思っています。

ただし、就労移行の支援については、県の工賃向上支援計画の検討会の委員に私は入ってしまっていて、私ども仙台市独自で工賃と事業所との関係を調査しております。まだ十分な分析はしておりませんが、その中で、就労移行支援事業所については、私どもが開催している研修やセミナーに参加している事業所は比較的実績を上げていく傾向が出ております。一方、失礼ですが、私どもの実施する研修に出ていない事業所は、ここ数年間就労実績が出ていないという実態も見えてきております。ですので、これを基準で定めるのが適当かどうか、あるいは、前回、前々回の議論でも就労移行の実績が上がっていないところはどうなのかというご意見がございましたが、基準というよりは、むしろ、適正な運営を担保するという視点で対応していくのが適当かというところもございまして、今の中村委員のご意見も踏まえまして、条例にできる部分かできない部分かは精査したいと思えますが、現行でもできる部分は対応してまいりたいと考えております。

会 長

中村委員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。
では、そのほかの委員の皆様、情報提供など。お願いします。桔梗委員。

桔 梗 委 員

意見募集方法のところに、障害福祉サービス事業所等への周知文書送付とありますが、意見の提出者数が4団体のみとなっております、分母が幾つなのだろうと非常に疑問になりました。障害福祉サービス事業所全件には配付されているものと思えますが、今回、周知文書の送付は総数どのくらいでしょうか、教えてください。

事務局 (岩淵主幹) 今、はっきりした数字が手元にありませんが、大体 300 から 400 ぐらい(注: 実際は 326 件)でございます。それぞれの事業所にお送りした部分と、運営団体にお送りして、そこから事業所に転送していただく形もとらせていただいたところです。

桔梗委員 念を押すようですが、300 から 400 とかなりの数の団体に送付しているけれども、これに関心と見て取るのか、何と解釈するのかわかりませんが、意見を出したのは 4 団体のみだったという結果ということによろしいですね。

会長 そうなりますね。ありがとうございます。
市川委員、お願いします。

市川委員 今の意見に関連して、前回パブリック・コメントのやり方についてご質問させていただき、効果の出るようお願いをして、事業所にも文書を出していただいて、それは大変よかったと思いますが、今、桔梗委員がおっしゃるように非常に反応が鈍いというか、どうしてこんなに低いのか考えたとき、やはりやり方として、今回のことは仕方ないとしても、パブリック・コメントをするときに、今回のことから、もっとこうすればよかったとか、こうすればもっと効果が出たかなとか、仙台市側のほうで評価、あるいは分析されていたのかをお聞きしたいと思います。

それから、個々の問題ではありますが、機会を捉えて要望していくとか、仙台市として積極的に関わっていかうという姿勢が見られますが、その辺は例えばどういうことを、どう機会を捉えてやっていただくとか、どんなことを考えているのかお聞かせいただければと思いました。

事務局 (熊谷課長) まず、分析について、まだ具体的な分析はしてありませんが、市川委員にはこの件につきましてご協力いただきまして、ご意見をまとめていただきました。

今回、パブリック・コメントに当たりましては、一つは膨大な資料だったというのがございます。非常にわかりづらいということ、作っている私ども自身も、かなりこれを説明するのは難しいと感じながら、手探りでやった部分はございます。

また、全部を決めることから、意見が特定のところでない部分もありました。いささか焦点がぼけたかという感じもありまして、何となく見過ごしてしまうところもあったかと思うところはございます。幾つか明確な論点があれば、もう少しご意見をいただけたのかと思っております。

次の点は要望の件ですが、私どもは障害者自立支援法以前から、必要な要望は国に対して行ってまいりました。支援法になりましてから、施設の運営形態も変わる、仕組みが変わるといこともございまして、かなりいろいろな課題がこれまでございました。そういう中でもやはり安定的な経営をしていくことは、福祉サービスの安定的な提供の基盤になりますので、市町村共通の課題、特に指定都市の中では大

きな課題でありますので、毎年のように指定都市の課長会、あるいは大都市の局長会でこの話題をさせていただいております。私は課長会に出席しておりますが、指定都市の課長会議には国の課長クラス、あるいは補佐クラスが来ておりますので、そういった場で指定都市としての考え方を述べさせていただいており、今後もそのような形で発信していきたいと考えてございます。

会 長 市川委員，よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。佐々木委員，お願いします。

佐々木委員 全体に対する意見の3番目に、ここでもいろいろお話しをされました「仙台市らしさの発揮が重要である」とコメントをいただいています。

我が家を例にとって申しますと、昨年9月に仙台市に引っ越してまいりました。それまでの生活は、夫である高次脳機能障害者だけでなく、家族、特に子供が小さかったので子供の問題でしたり、一家の大黒柱としての父親の存在を失うことによって、母親である私が働きに出て大黒柱にならなければならないことだったり、また、子供たちや私が、どうしたらいろいろなことができなくなったお父さんを尊敬できるか、父親として存在してもらい続けるかだったり、すごく長く苦しんでいまして、そのうちに、そのせいだけではないと思いますが、下の子供たち2人が不登校になってしまって、もう4年になります。

障害者施策を考えていく上で、障害のある者だけでなく、それを取り囲む家族のことも視野に入れていかなければならないと、ずっと私はピアカウンセラーとしても訴え続けてきたのですが、まさにそれが、仙台市に引っ越してきたことによって、我が家ではかなり改善されました。以前の市町村がどうこうではなく、例えば、なかなか継続して通所ができなかった夫がふれあい乗車証を使うことによって地下鉄を使います。私は送迎するか、それとも働くかという選択肢を与えられたときに、私は一家の大黒柱として働くほうを優先するしかなくて、夫は家にいて、まして子供たちが不登校になったので、私がいなくて、子供たちと、もしかすると暴力を振るうかもしれない父親を置いて働きに行くことは、すごく身を引き裂かれるような思いでしたが、仙台市に越してきたことによって、交通の利便性もあって、夫が一人で通所ができるようになった。もちろん、施設でトレーニングをしてもらいましたが、経済的にもふれあい乗車証があることがとても大きかったです。

お父さんがどこかに通い始めたことから、今度は子供たちも外を見るようになりました。仙台市にはすごくいいシステムがあると思いましたが、市の小学校あるいは中学校と「ふれあい広場*」とで連携をとって不登校に対する支援をしてくださいました。すこし勉強に目が向くようになると、「杜のひろば*」に行けるようになった

* ふれあい広場活動：学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の安定した居場所が欲しいなど、青少年のための「日中の居場所」としての通所スペース

* 杜のひろば：学校に行けない児童生徒の不安や悩みを和らげ、楽しく生活しようとする意欲を引き出す、あるいは教科学習や体験活動等を通して基礎学力を補い、集団への適応性を高め、学校復帰の手助けをする適応指導センター

て、今、子供たちも、学校ではないですけども、杜のひろばに毎日休まず通えるようになりました。

こうしてすばらしいサポートがあると、確かに父親の障害像はよくなった、劇的に改善されたというわけではないのですが、適切な支援があると、本人だけでなく周りの子供たちや私が、いろいろなサポート、まさに包括的なサポートを受けることによって、何となくお父さんの高次脳機能障害が気にならなくなったというか、すごく落ち込んで泣いて暮らさなくてもいいようになってきたというのが我が家の実情です。本当にそれは仙台市に越してきたおかげだと思います。

特に、区役所では、いろいろな手続をしに行ったときに対応してくださっていて、私たち障害者家族は、要望を出していくこともとても大事で、していただいたことに対してもちろん意見も出すのですが、自分の1年ちよっとの経験の中から、まさに、こうしてもらえたらすごく助かったということ、こんなサポートがあったから私たちは少し楽になれましたとか、こうなったらすごく助かったというフィードバックもしていく必要があります。そして仙台市をよりよいものに、まさに仙台市らしさを出しながら一緒に構築していく、一緒に前に進んでいけるようになるというふうにすごく感じています。我が家は今安定していて、とてもよかったと思っています。

今後、施策にうまく乗せていく上で、要望を聞くことも大事ですが、もう、一つ意見をいただくときに、こんなサポートがあったから助かったというご意見もぜひ伺っていただくと、もっともっと、よりよいサービスを提供する上でためになるのではないかとつくづく思っています。

会 長 佐々木委員、ありがとうございました。今、我が家の事例というお話でしたが、具体的によいサービスもしっかり評価していくことは、そのサービスをしっかり守っていくこと、充実させることにもつながるといご意見ですね。どうもありがとうございました。

①のほうはよろしいでしょうか。②障害者虐待防止相談ダイヤルの設置についての報告に一旦移らせていただいてよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

②障害者虐待防止相談ダイヤルの設置について

会 長 では、②についての報告事項、よろしくをお願いします。

事 務 局 (資料2に基づいて説明。

(熊谷課長) 通報あるいは届け出は現在6件来ているが、いずれも、過去に虐待らしき行為があったおそれがあるもの、あるいは今となっては不明な事例であり、現時点において虐待等が行われていることに関するご相談は今のところない状況であること、今後、虐待防止に関する啓発等を行い、虐待予防を中心としつつ、発生しても速やかに対応できる体制に努めてまいりたい旨補足。)

会 長 ただいまの事務局の報告に関しまして、皆様から情報提供やご意見などございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今は6件相談があったということで、進行状況によっては、また協議会に報告していただくこともあろうかと思いますが、まずはこのような形で設置されて、障害企画課内に電話とファクスが設置されたということでございます。

よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

(2) 協議事項

①今後の障害者保健福祉施策について

会 長 では、(3)の協議事項です。①今後の障害者保健福祉施策について、まずは初めに事務局から説明願います。

事 務 局 (資料3-I, 3-IIに基づき説明。)

(石川課長)

会 長 今後の障害者保健福祉施策について、重度障害者福祉手当、難病患者見舞金及び小児慢性特定疾患患者見舞金の制度と、制度創設時からの社会の状況、そして本市としてのこれからの方向性を説明いただきました。

さて、これは協議事項でございます。ただいまの事務局からの説明につきまして委員の皆様にご協議をお願いしたいと思います。ご意見等、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。白江委員、お願いします。

白 江 委 員 1点質問です。最後にご説明された資料3-II 3ページの「5今後の方向性について」、中段のところ「難病患者の方々のニーズに即した具体的なサービスに施策の重点化を図る」と、今後はその方向で行くということですが、具体的にはどういう重点化をお考えになっているのでしょうか。

事 務 局 資料3-IIの11ページ、国の難病対策についての図があります。この中でも県の「難病相談・支援センター」における患者の方々への相談支援と、また保健所で行っている「医療相談会」、そちらにつきましては支援を充実していく必要があると考えているところでございます。

また、ニーズとして、就労に関する支援をしていただきたいという声が患者団体の方々の意見交換等から出ておりますので、そういったものが何らかの形で実現できないかと今考えているところでございます。まだ具体的な事業をお示しできるところまで至っていませんが、今後、患者団体の皆様と意見交換等をしながら具体的な事業を練り上げていければと考えているところでございます。

白 江 委 員 今の見舞金を廃止して、今度は施策の重点化を図るという話だと思っておりますが、これはいつから実施すると、来年度とお考えですか。

事務局
(鈴木部長)

現段階で、いつからやるのかという時期を私どもとして決めているものはまだございません。ただ、検討の方向性として、前回の協議会でもご説明しましたように、やはり早急に取り組むべき課題だという認識ではおります。本協議会でのご議論を踏まえまして、すぐにやめるようなやり方がどうなのかという議論もございますので、経過措置をどうするのかとか、そういったことはこれから議論をいただきながら検討を進めたいと思っております。

それから、先ほど支援課長からも申しましたように、今後充実していくべき具体の施策につきましても患者団体の皆様と意見交換をさせていただきながら、これもすぐにできること、それからある程度期間を見ていただきながら継続して取り組んでいくべき施策もあろうかと思っておりますので、そういう部分を踏まえて検討していきたいと考えております。

白江委員

今のお話を聞いてちょっとほっとしたところはあるのですが、来年度からやるということであれば絶対反対という形で、患者会でも意見はまとまっています。

その理由としては、いろいろありますが、障害者総合支援法の対象にはなった。でも「どこまでですか」という問いへの答えは出ていません。それから、難病対策の法定化もほぼ決まりましたが、医療費の問題や助成等についても、これまたはつきりしていない。障害に関して言うとトランジション*の問題やいろいろな項目が出てきていますが、その辺の結論もまだ出ていません。今後、対象を拡大してサービスが受けられますというお話ですが、その辺がまだ見えていない段階で見直しするとなると、これは先ほど申し上げたように反対せざるを得ないし、かなりの反発は間違いないと思えます。

ただ、並行して考えていく、障害者総合支援法を見ながら、あるいは難病対策の法制化を見ながら、あるいは小児慢性疾患への対策の行方を見ながら改めて考えていくということであれば、この見舞金に関しては見直しの時期に来ているという点については私も同じ意見を持っていますので、十分議論はできると思っております。

会長

ありがとうございます。まずは早期に取り組む課題としてその方向性を示したもので、いつやめるということでもないので、国の方向性も推移を見守りながら患者会の方々のご意見もお聞きするという方向性でしょうか。

事務局
(鈴木部長)

基本的にはそういう考え方でおります。ただ一つだけ、現状のまま、そのまま来年継続できるのかという部分については、やはりご検討いただきたいと思っております。それは、まだ状況ははつきりしないのですが、例えば難病患者の枠組みが拡大されたときに、一方で課題として、現行の手当制度、見舞金制度をどうするのか議論していかなければならない。もちろん白江委員がおっしゃっている意味は十分

* トランジション: 小児慢性疾患患者の成人移行。

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第4回)

に承知をいたしておりますが、対象が拡大していく中で、見直しが必要だという前提の中で議論をしながら、一方では対象者がどんどん増えていくものをどのように受けとめて整理をしていくのか、行政としては考えていかなければならない課題です。そういうところも踏まえて検討していく必要があると思っております。

会 長 桔梗委員，お願いします。

桔梗委員 今後の施策に関して、今の白江委員の話と事務局の話も踏まえて質問ですが、例えば「この施策を議論してください」という形で詳細な検討もやはり必要になってくると思います。今回は難病のことですが、前回いただいた議論に上がった施策はもっと多岐に渡っております。今後、それに関して分科会を設定されてももっと詳細に話をしていくとかいった計画、もしくは可能性はあるのでしょうか。

会 長 あとは、先ほどの検討のように、患者会の皆様からご意見をいただくということも大事なことですよね、例えば。

桔梗委員 そうですね、患者会ということもありますが、逆に言ったら患者会对行政の形ではなく、1つの分科会という形で招集しての検討ということを考えることが現在あるのか、これから考えられるかどうか、お聞きます。

事務局
(鈴木部長) 今のところ、分科会を作ったというところまでの整理はいたしておりません。ただ、委員の皆様の中でそういったご意見があるということであれば、それについては丁寧な検討はやはり必要です。ただ、その委員構成をどうするかとか、では当事者の方にもお入りいただくのかとか、さまざま課題があると思います。そういうところを整理しながら、私どもとして今回こういう進め方をさせていただいたのは、この場でご議論いただきながら、当事者の皆様、ご家族の皆様からご意見を伺い、それをこの協議会の中でご報告させていただきながら、やはり委員の皆様でご議論をいただいて、方向性が見えてくれば一番いいかと考えて、こういうやり方をさせていただきました。分科会を作って、そこで詳細にご議論いただく方法ももちろんありますが、それを協議会にご報告申し上げて、改めてまた協議をいただくということも一つの考え方でございますし、それから委員の皆様から、例えば検討するための詳細な資料が必要だということであれば、そういうものを事務局で用意させていただきながらご議論をいただくということのも一つのやり方かと思っております。今のところ分科会の設定については考えておらなかったところです。

桔梗委員 委員をさせていただいて今2期目で、1期目のときもお話ししていたとおり、どんな施策を推進するにしても、それが高齢であっても障害であっても同じだと思うのですが、やはりその場になっている方自身の言葉は大事ですけれども、それを支

えるまちづくりがなければ、やはりその実現は難しいと常に考えております。

今回の施策についてはお金が出る・出ない、制度がある・ないということではあります。それを支えるまちがなければ「なくなっちゃったね」「お金もらえなくなっちゃったね」では、その代案になるのが、必ずしも行政から支援やお金をもらったまちづくりしかできないのかということに広く発展することが大事だと私は思っています。分科会があるかどうかといったところをお話しさせていただいたのは、確かに患者会の代表の方もこの中にいらっしゃると思いますが、私ごとを言いますと私の家族の中にも難病がありますが、家族会には入っていませんという人もいますし、逆にそういう人たちを支えている民間業態、業者がたくさんいると思います。そういう方たちのご意見を聞きながら、民間企業が、それで商売をして利益を得るところでもあるけれども、プラスアルファの CSR（企業の社会的責任）の部分でどのように協力をして、障害者と共存共栄をしていけるかという議論にも深まってくと思うので、ぜひこういうところはしっかりと話し合いをしていく方向を望みたいと思います。

会長 ありがとうございます。まずしっかりとした検討をしていく中で、また分科会という選択肢もあるかもしれないということです。とても大事なことだと思います。患者団体が全ての疾病にあるわけではないのも現状かもしれませんし、それをこの協議会の中で検討しながら、必要なことは必要なこととしてしっかり取り組んでいくというご発言、ありがとうございます。

そのほか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員 桔梗委員の話に付随して、先ほど就労ニーズへの対応についても検討中とのことでしたが、正直やはり難病について私自身がすごく知識がなかったり、その上で検討をと言ってもなかなか難しいところだったりするので、例えば私どもが就労支援をしていく上で、職員への勉強だったり、今後対応が必要とされる難病の皆さんについての勉強会や研修会といったことをしていただくのも一つの何らかの施策に入れていただけると。就労支援をしていく上で、今後難病の皆さんの支援もしていきたいと思いますが、その上ではやはり勉強をしていかないと対応が難しいことは否めないところだと思いますので、ぜひ、そういったところもご検討いただければと思います。

会長 大事なお指摘ありがとうございました。

諸橋委員、お願いします。

諸橋委員 就労支援センターでも、この間お二人ぐらいでしょうか、クローン病の方とそれからオリーブ橋小脳萎縮症、多系統萎縮症という難病の方をハローワークにお連れしたりして支援しているのですが、生活の実態含めてすごく大変だと思います。ク

ローンの方はずっと長い間闘病生活をしていて、その中で簡単に言えば借金を抱えてしまっている。だけれども、自分の中でも家族も解決する方法がないような状態。片や萎縮症の方は進行していく病気でも、働きたいという。けれども、福祉サービスがないのです。だからこの（見舞金）3万円というのは、1人当たりにすればたかだか3万円です、1年で。だからそういう意味では、もっと手厚いサービスに変えられる必要があるだろうと思います。福祉サービスが充実していかないと承服しがたいというか、白江委員のお話はすごくよく分かるお話です。

ハローワークでも多分二十何人ぐらいの方が難病登録していらして、就職しているのが年に1人か2人くらいで、就労支援の制度としても非常に薄いです。ほとんど国の施策で放置されてきたような状態があつて、それがなかなか我々わからないで来たという、そういう意味では今おっしゃったように学ぶ機会、あるいは制度として、仙台の福祉サービス事業所が積極的に受け入れていくとか、日中活動の場なり、就労につなげていく支援をするものとしてきちんと確立していかなければならない。恐らくそこが見えてこない、難病の方たちが納得しがたいところがあるのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。ハローワークについて、渡辺委員、何か付け加えることはありますか。

渡辺委員 ハローワークでは、難治性の患者の方を雇っていただいた場合に助成金を支給する制度がありまして、こちらについては、現在130の疾患を対象にしております。今数字は押さえていませんが、確かに年間でそんなに数は達しておりませんで、多分1桁くらいの数字しか支給していないと思います。お一人か二人くらいの方の利用に対して助成しているというくらいの話だと思います。

紹介を担当している者に聞くと、やはり就労するのはなかなか難しい状況になっていて、容体や病気が安定していないとなかなか就職に結び付かないという問題を抱えて、いつもやっていると聞いております。

会 長 ありがとうございます。

佐々木委員からのご発言から含めまして、私たちも難病130疾患、56疾患と言っても、その内容についてよくわからない部分もある。研修、周知の大切さと、就労となるとまたさまざまな問題があるという話になりました。

後で事務局から総合的にコメントいただくとして、中村祥子委員、お願いします。

中村（祥） 2つお聞きします。

委 員 3万円の浮いたお金は、その人たちが使える福祉サービスの支給にお使いになる予定なのか。130疾患の中で、今56疾患だけが助成金の対象ということですが、例えばそれ以外の疾患の方たちの生活実態ですとか、そういうサービスが使えるも

のをそれに充てようと思われるのか。

それから、福祉サービスの中で、福祉サービス事業者への支援の枠が医療プラス生活支援ということで下りてきたのが今度の新しいサービスの実態だと思います。例えば就労支援になるとき、福祉サービスには、その方たちを企業に紹介するジョブコーチの制度がありますが、ジョブコーチや福祉サービス者は医療についての知識がないので、つまり就労するときに医師の視点を持った紹介が不足すると思います。ですから、就労について考えるときには、福祉サービス対象者以外にも医療関係者と一体になった支援が多分必要になるのではないかと思います。

会 長 重要なご指摘をいただきました。佐々木委員、諸橋委員、渡辺委員、中村委員とお話があり、中村委員からお尋ねしたいこともありましたので、4人の委員のご発言に関して事務局、コメントをお願いします。

事務局 まず、仮に廃止した場合の用途について、先ほど支援課長からお話しいたしましたが、基本的に、障害福祉サービスに係る給付負担が今後伸びていき、対象者も増えますので、そういった中で全体的な福祉サービス基盤、あるいは給付費の用に使われていく形になろうかと思います。

56 疾患と 130 疾患については、先ほど白江委員からもお話がありましたが、具体的に障害者総合支援法の枠の中では 56 疾患なのか、130 疾患なのか、まだ結論が出ていません。巷では 130 疾患ではないかと言われておりますが、まだ確定はしておりません。昨日、全国の主管課長会がありました。明示する時期は来年 1 月になるのではないかとということでしたので、結論が出るのはもう少し先になるかもしれません。

ただ、今の方向性としては、昨年の障害者基本法の改正、今回の障害者自立支援法の改正による障害者総合支援法も含めまして、難病の方々を、手帳のない方々も含めて障害福祉サービスの中に取り込むことは法の中でも明示されましたので、間違いのない方向性でございます。その中で、どのくらいの程度の症状の方を対象とするかがまだ決まっていないというところでございます。

今後サービスが膨らんでいく中で、やはりそれに合わせたサービスといいますと、障害福祉サービスは介護保険がベースになったという経緯もあり、要介護度がベースでしたが、自立支援法になって就労の大切さが改めて認識されました。今し方ご質問のあったように、就労系サービスの分野にも力を入れていかなければなりません。難病の方々、高次脳機能障害の方もそうかもしれませんが、生活面と就労面、これをセットで支援していかなければならない部分も、やはり総合支援法の枠組みだけではできないであろうと思っており、市としても力を入れていかなければならないと思っているところでございます。

また、医療の視点についてはまさにそのとおりだと思います。疾患数が多いことでもありますので、どのように連携できるのかは課題であると思いますが、やはり我々

も含め、難病の方の理解に向けた取り組みや医療関係との連携はこれまで以上に取
り組んでいかなければならないと思っております。

先ほど来、何点かありました就労の取り組みにつきましては、私どもといたしま
しても、毎年ではありませんが、今年も事業者等を対象として、あるいは関係機関
等のセミナー、連絡会という形でワーキングを開催しております。難病の方々に
対する支援のあり方については、事業者含めて取り組んでいるところでございま
す。今回、難病支援として改めて取り組みをとれば、来年度以降も改めて強化してい
かなければならないと考えているところでございます。

白江委員 難病については障害者総合支援法で130疾患ぐらいだという噂です。それはい
いのですが、小児慢性特定疾患についてはどう説明されますか。

事務局 (熊谷課長) 小児慢性特定疾患につきましては、先ほど質問に出たトランジションの問題が確
かにございまして、その部分のサービスにつきましては、二十歳になった子につい
ては対象にならなくなります。今の国の難病の審議会の中でも議論されている課題
であると認識いたしております。

サービスの面につきましては、なかなか現状ですぐ回答が出せないというのが正
直なところでございまして、難病の今後の施策の方向性を見ながら対応していくの
が現状であると思っております。

白江委員 先ほども申し上げましたが、見直し自体に私は反対しているわけではないのです。
タイミングの問題と見直した後のことを視野に入れて議論していかないと、例えば
もし来年度からやめるということになったら、これはもう「切られた」という印象
だけで終わってしまうと思います。

というのは、先ほど来出ているように、まず対象が130疾患なのかどうか、それ
から先ほどおっしゃった障害程度区分、新区分に再来年変わりますが、その区分判
定の対象でどういう形になるのかさえも見えないわけです。それから今、56疾患と
されている治療研究事業の対象になる特定疾患、これは対象が増えると思っていま
して、この特定疾患の医療費助成については来年度の法律で出てくると思います。

したがって、今後の施策が見えない中、いろいろな形で見ていかないと、患者に
とっては切られただけで、仙台市はこれを切って終わりなのかという印象しか残ら
ないのです。後から国の制度がいろいろついてきたとしても、やはりその間の時
期的なずれもありますし、とりわけ小児慢性特定疾患の方は何の支援もない。これ
もよくご存じだと思いますが、福祉サービスもありません。日常生活用具はありま
すが、それ以外何もないのです。

3万円とおっしゃいますが、この前の患者会の全体の調査では年収200万円以下
の世帯が非常に多いです。大半が200万と言われております。200万に対し3万円と
いうのは結構な割合を持つことになります。

くどいようですが、見直しは必要だと思います。事務局がおっしゃっていることもよくわかる、それは十分理解できているのですが、タイミングとやり方だけは間違えないようにしないと、後々禍根を残すと私は思います。

事務局
(鈴木部長) 時期については、今、白江委員がおっしゃったように、また先ほど私がお話ししたとおり、いつの段階でやると決めているものではもちろんございません。

ただ、白江委員が先ほども少し触れられましたように、現行の特定疾患の治療研究事業になる 56 疾患が拡大する方向性の中で、では見舞金をどうするか、一方では議論が必要なのだらうと思っておるのです。平たく言いますと、それが 130 疾患になったときに、委員の皆様方からお話、意見をいただいて、将来の見直しはよしとしたときに、56 疾患が 130 疾患になったら、では来年の見舞金はどうするかという問題が、現実の問題としてやはり出てくると思うのです。ですから将来的な見直しの方向性がよしといった議論を頂戴できたとした場合、どうなるかわからないのですが、56 疾患が来年 130 疾患になったら、では来年度、そこをそのまま今の、現行のスキームで対象者を拡大するような制度移行をするのかといった問題が一つあるだらうと思っております。かといって、来年すぐにやめるとかということも申し上げているのではなくて、議論の方向性として、見直しは必要だといった協議会のご意見がまとまる中で、来年度どうするのかといったときに、事務方としてはそういう視点も見ていかないといけないなと感じているところでございます。

会長 白江委員がおっしゃっていることと違いはあるのかどうか。

白江委員 大体同じ方向ではあると思っておりますが、ただ、一つは、小児慢性特定疾患についてはかなり議論をしっかりとしていないと、障害者総合支援法の対象にもなっていませんので、全く質の違う話を一つにしてしまうとまずいと思います。

会長 小児慢性特定疾患の場合には、一定の年齢であると医療費の助成も切られてしまうという内容を含めてお話がありました。よろしいでしょうか。

目黒委員、お願いします。

目黒委員 福祉制度の受給者は高齢者がすごく多いです。いろいろな制度ができて、使えるようになってよかったとは思いますが、やはり高齢者だといろいろなサービスができてなかなか使うまでいかない。私たちに置き換えると、小学生の放課後の場が欲しいとずっと文句を言ってきましたが、今の小学生の子供のお母さんたちはみんな放課後ケアの事業所に行き、別な学校のお友達ができて、いろいろなゲームをしたり行事があったりします。サービスの使い方も、お母さんたちから聞いた話によると、枠が少ないから、確実に放課後ケアに入れるために、就学前に、小さい子を対象にする児童デイサービス事業所の定員に満たないところあるからそこに必ず

行って、様子をちゃんと見てお話を聞いてくるとか、お母さん同士の情報交換の話がすごく、こんなに進んでいるのかと思います。お母さんたちはみんな働いているし、何曜日と何曜日は使えるからその他の日は習い事に充てるようにして、学校にも迎えに行ってくれる、という話を聞いて「私たちは文句を言うだけ言って、全然サービスを使わないまま子供は 30 歳になっちゃった」としみじみと思いました。高齢の方が多いいいことは、サービスがあっても利用までたどりつかない方も多いい。ケアマネジャーがいるわけではないので、頭が柔らかい方たちはサービスがあればすぐ使うし、意見も言っていくことができるけれども、高齢者の場合はそうはいかないと思うのです。だから、高齢の対象者に対して移行がされてしまうのはかわいそうな気がします。

会 長 今の目黒委員のお話では、いわゆる放課後等デイサービス、仙台では放課後ケアとも言っているものは本当に大事で、今使われていてよかったということと同時に、高齢者の方々を対象とする部分についての配慮も必要であろうというご意見ですか。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

何人かの意見をお話しただいて、そしてまた、事務局にその関連で話してもらった形で、残りの時間は少なくなってまいりましたが続けていきたいと思いいいます。

いかがでしょうか。市川委員、お願いします。

市川委員 今度の障害者総合支援法の中に、難病患者が障害者として位置付けられて、同じようなサービスを受けられること自体はすごくいいことですが、それと今の議論では何となく反するような話をしているのではないかという印象をどうしても受けてしまいいいます。一方ではこうしますと言っていないながら、何となくこういう制度はもうやめましようみたいなことなので。

ただ、白江委員は難病の関係の代表をされているのでご意見を聞いていると、見直しそのものに反対するわけではないということからすれば、議論の余地があるのかなと。私たちがどう関わっていればいいだろうかと。私たちがそういう意味からすると少し門外漢のようなところがあって、今の議論を聞いていると、どう関わっていいか、白江委員の言っていることにどう反応したらいいのか、非常に迷いながら聞いていました。ですから事務局からこの会でもし、そういう方向性が仮に認められれば進められるようなお話もあつたけれども、だけれども、私たちの共通認識として、難病に対する支援について、やはりよく理解されていない。その中で、委員だから判断しなさいといつても、なかなか難しいというのが今日の私の感想です。ですから、これから進めるに当たってどういうことを具体的に検討していかなくてはいいけないのかとか、障害者総合支援法になればどういうメニューが利用できるようになるから、これはもう少し整理してもいいのではないかと、もう少し具体的に検討する材料を与えていただけると、私たちが非常に議論に参加しやすいと思いいいます。

会 長 ありがとうございます。また今日の説明は、今日資料が来たので、丁寧には説明いただきましたが、なかなかポイントを私たち委員も把握することは大変であり、一方、白江委員はよくご存じだから事務局とのやりとりがあります。例えばそのような内容についても委員みんなで共有して検討していきたいというご意見だと思います。それはとても大事なことだと思います。

そして今、見直しの方向性について、事務局と白江委員でいつのタイミングかも大事だということも踏まえてお話がありました。この検討事項については、今日の白江委員、事務局のやりとりはお聞きしましたが、まだまだ共有できないので、今日だけで、委員皆さんでどちらかの方向に進むのはなかなか難しそうということでもあります。

ということで、8時半となりました。さて、これから時間をもっと費やして9時半、10時半まで議論することも選択肢の一つかもしれませんが、今日の第4回だけでは委員の皆さんの十分なお考えを聞くことができなかった。第5回に今の話題を継続していくという方向性もあります。市川委員のお話、そしてうなずかれています委員の皆様もいらっしゃいますので、事務局、そのような方向で、また、次回の議題の持ち方については大坂副会長、それから事務局と今の皆さんのご意見を踏まえて、5回ですのか、またはその次ですのかも含めて検討させていただくということでもよろしいでしょうか。そして、言ってみれば検討するポイントを皆さんと共有して議論するということですね。そのように進めることでもよろしいでしょうか、市川委員。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

そのような方向で、委員の方々はどうもありがとうございます、事務局、お願いします。

事務局 (鈴木部長) 先ほど来申しておりますが、決して来年からということで方針を決定しているわけではございませんので、委員の皆様から広くご意見をいただきながら方向性が見えてくれば一番いいと思っております。

ただ、次回までに例えばどういう資料を準備するようとか、こういうものが必要だとかというものがもしあれば、そういったご意見もいただきながら、今回は資料の事前送付ができませんでしたので、それらも含めて事前にご確認をいただきながら、議論いただけるような流れにしていきたいと思っておりますので、その辺も踏まえたご意見いただければ、なおありがたいと思います。

会 長 黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 1つお聞きします。

ご案内いただいた難病情報センターはいつ頃できたのか教えてください。実はうちの子はクローン病です。けれども、精神病のほうがひどくてクローン病は軽いのです。お薬がしっかり合っていますので。だから、難病に関してはあまり重視していないのがちょっと親として申し訳ない。薬で全然収まっている状態なので。

それで、何しろ私、難病に関しては不勉強でわからなくて、家族会に入っていないのでいろいろな支援とか何の情報もないので、何かあったらわかりやすい状態で教えていただければ。こういう冊子にさせていただけるとか、どこにどういう支援があるか教えていただければ嬉しいです。よろしくお願いします。

事務局
(石川課長)

大変申し訳ありません、いつからこのセンターができたかについては把握しておりませんが、こちらのパンフレットにありますとおり、ホームページで、より詳しい情報をもう少し出しているようですので、そちらをご活用いただければと思います。

なお、白江委員がもしそのところをご存じであれば、ご教示いただければと思うのですが。

白江委員

センターができた年は、私も記憶にないのです。そんなに昔ではないです。

難病対策要綱の基本的なところはほとんど 30 年以上変わっていないのですが、ちょこちょこ増えてきたりしているところはあって、その過程で情報センターに予算がついて、基本的にはホームページで情報提供しているというのがセンターの実態です。

黒瀧委員

これは厚生労働省の外郭団体という感じで。

白江委員

そうですね、厚労省からの委託金が出ていて実行に付されています。もしあれでしたら、難病相談支援センターにでもお電話いただければ。「ありがとうございます」の声あり)

会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、委員の皆さん、今日の協議事項については、その見直しの方向性について、事務局、白江委員とのやりとりの中で、すごく大事なことだ、ただし、その内容については私たち自身ももっと内容を深めて議論をすべきだということで次回に持ち越しということになりました。

すみません、難病相談支援センターは平成9年からできたそうです。今、大坂副会長が調べてくれました。

そしてまた、委員の皆様からありましたが、これから難病の方々への支援を考えていくとき、これから障害者の範囲の中で難病の方々はとても大事であって、障害者施策推進協議会でもそれはすごく大事なことでありますので、私たち自身もその理解も含めて次に検討しながら、さらに難病の方々のニーズ、または生活のしづらさについても理解していきたいと思います。

そのようなことで、今日は結論までは行かないということでもよろしいですか。時間ということもありますので、今日の議論はこの辺で終了させていただきたいと思

います。皆さん、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

(3) その他

会 長 その他、委員のみなさんから何かございましたら。

はい、桔梗委員。

桔 梗 委 員 仕事の関係で入ってきた情報から、今後、議論に入ってきたらいいと思うことを提案させていただきます。

今日、難病についての議論があってそれにも関係していくと思われませんが、障害児の父母からの相談がありました。ある日突然、子どもが 18 歳のとき、障害者になってしまって、現在、専門的に大学の研究員として勉強していますが、体の具合でまた障害が重くなるが続いてきているそうです。勉強して就職したいという意欲の強いお子さんで、東京の大学だったらいいかと受験しようとしたのですが、インフラの問題で一人で地下鉄に乗れない、ガイドヘルパーをつけても受験会場に行けず、受験ができなくて困ったという話でした。同時に、こういう勉強をしたいがどうしたら良いかという話もあって、大学という選択肢のほかに専門学校などもあるかと、学ぶ場所について、私もできる範囲でお話をしました。

現状で、就労支援の前に、職業訓練とは別に、スキルの高い障害のある方がたくさんいらっしゃると思うので、学ぶ場所の設定として、バリアフリーの話にもつながってくるかもしれませんが、仙台市では学校にも協力をいただいて、障害児も学びやすい環境になっている、というイメージのまちづくりができていけば、さらなる障害者就労支援に、経営の部分からの促進にも通じていくと感じた一面がありました。

また、今、介護タクシーの所長と話をしていて、びっくりしたのは、障害者の利用がかなりある中で、非常に多岐に渡る障害の方々の理解をしている業態だと。何かの機会に、難病だとか障害児とか雇用とか就労とか生活の場の理解というところで参考になることがあれば、講師としてご紹介したい方もいますし、そういう実態の話を書く勉強会の機会があればと思いました。

会 長 具体的な部分をお話いただきながら、今後の検討の課題となるであろう、またそういういったときに参考となる意見を持っている方もいらっしゃるということで、またこれからの進め方の中で、桔梗委員にも発言いただきながら、私たちもしっかり考えて行きましょう。

その他、今日の議論の他の部分で、委員のみなさんにいただいた会報等は、ご覧くださいということでもよろしいですか。(「はい」の声あり)

目 黒 委 員 お母さんたちの、こんなゆるい活動をしているところもあるということで。

先のパブコメの結果のところ、仙台市の責任でできることは今一切ないのだとしか思えない答えだという気がします。毎年とっていると思うのですが、そういう答

平成 24 年度仙台市障害者施策推進協議会(第4回)

えしか出てこないから、みんなコメントしないのだろうと思います。「仙台市はここに重点をおいて、がんばっていく」という部分もほしいと、残念に思いました。

会 長 条例の整備ではあるけれど、大事な施策についてのコメントもあるわけなので、それをしっかり取り上げていくべきだというご意見です。ありがとうございます。
仙台市への励ましともなる意見ですが、事務局お願いします。

事 務 局 基準を定める条例はどちらかというと「規制条例」で、最低限の基準を決める条例
(熊谷課長) ですので、私どもにも限界があり、ご期待に沿えない回答もあったかもしれません。

基準の条例だけでなく、今年新しく策定いたしました障害者保健福祉計画にあげましたように、私どもとしては、計画中に掲げられている施策、とりわけ重点プロジェクトを3年間ないし6年間で着実に取り組んでいくという意思は明確に示しておるところでして、条例ではうまく表現できない部分はありますが、別の部分で見せていきたいと考えております。

会 長 条例ではなく、ここにあった意見は施策のところで見せていく部分も当然あります、そして重点プロジェクトについても、議論して進めていく、というところです。
委員のみなさんよろしいでしょうか。では、私の進めさせていただく部分はここで終了させていただいて、事務局にお返しいたします。

(3) 閉会

署名人

中村祥子

